

## 浄化槽にも 定期健康診断が必要です

浄化槽設置者には、日頃のメンテナンス（保守点検や清掃）と併せて、年1回の法定検査を実施することが法律で義務づけられています。検査を受けていないと悪臭や故障の原因にもなるため、長く浄化槽をお使いいただくためにも受検をお願いします。

**申込み先** 一般社団法人埼玉県浄化槽協会 ☎048・533・4700

浄化槽を利用していないなど、設置状況に変化がありましたら、以下の届出をご提出ください。

- ・浄化槽使用休止届出書：一時的に浄化槽の使用を停止する場合
- ・浄化槽使用廃止届出書：浄化槽の使用を廃止する場合
- ・浄化槽管理者変更報告書：管理者が変更となる場合

**問合せ** 町民課環境衛生担当 ☎66・3111 内線126

## 野外焼却（野焼き）の禁止について

廃棄物の野外焼却は、原則禁止されています。違反すると、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの両方が科せられます。

### 野外焼却禁止の例外

以下については、例外として取り扱われます。

- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
- ・災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却
- ・風俗習慣上又は宗教上の行事のために必要な焼却（例：神社のお炊きあげ）
- ・農業、林業、漁業を営むためにやむを得ない焼却（例：稲わらの焼却）
- ・日常生活上の軽微な焼却（例：落ち葉焚き）

野外焼却禁止の例外に該当する場合でも、近隣へ迷惑がかかるなど、周辺的生活環境が損なわれている場合は、指導の対象となることがあります。

**問合せ** 町民課環境衛生担当 ☎66・3111 内線126

## 住民基本台帳ネットワークシステムが停止となります

住民基本台帳ネットワークシステムの更新作業を行うため、令和3年2月25日(木)の終日において住基ネットを利用した業務を行うことができません。

### 停止する業務

- ◇住民票の写しの広域交付
  - ・長瀬町の方が他市町村で住民票の写しの広域交付を受けること
  - ・他市町村の方が長瀬町で住民票の写しの広域交付を受けること
- ◇住基カード・マイナンバーカードを利用した転出・転入届
  - ・長瀬町から他市町村への転出届  
(上記期間における転入先での転入の特例は受けられません)
  - ・他市町村から長瀬町への転入届  
(転出証明書を添付した転入届は受けられます)
- ※長瀬町に転入届を上記期間に提出する場合は、事前に転出証明書を取得し、お持ちください。
- ◇マイナンバーカード（個人番号カード）の交付業務等
  - ・マイナンバーカード（個人番号カード）の交付、停止、券面事項の更新、継続利用等
- ◇公的個人認証（電子証明）発行業務等
  - ・電子証明の発行、更新、失効等。

ご迷惑をおかけしますがご理解とご協力をお願いいたします。

**問合せ** 町民課住民担当 66-3111 内線126